



第2回基本計画検討委員会での課題について

(回答資料)

〈資料目次〉

1. 国道1号線への右折車線数について	1
2. 高尾山古墳の形状について	3
3. 墳丘部からの眺望について	4
4. ドライバーからの視点について	5
5. 基本計画書(案)の変更点について	7

1. 橋梁形状の検討について

■車線長の影響について

・橋梁の平面線形は、直橋とするのが構造、施工などの上で望ましいが前後の条件や推計交通量より、下記のとおり確認を行った。

車線数による各滞留長について

	右折2車線時		右折3車線時	
	滞留長	車線数	滞留長	車線数
右折車線必要滞留長	159.6m/車線	2	108.5m/車線	3
直左車線必要滞留長	68.7m/車線	2	119.2m/車線	1
最小値	68.7m		108.5m	

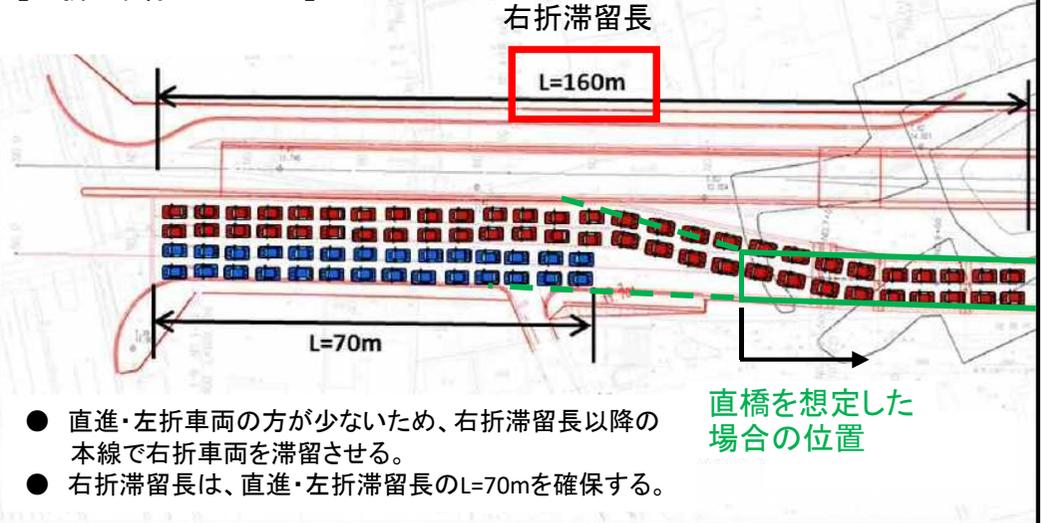


車線数及び滞留長からの検討結果について

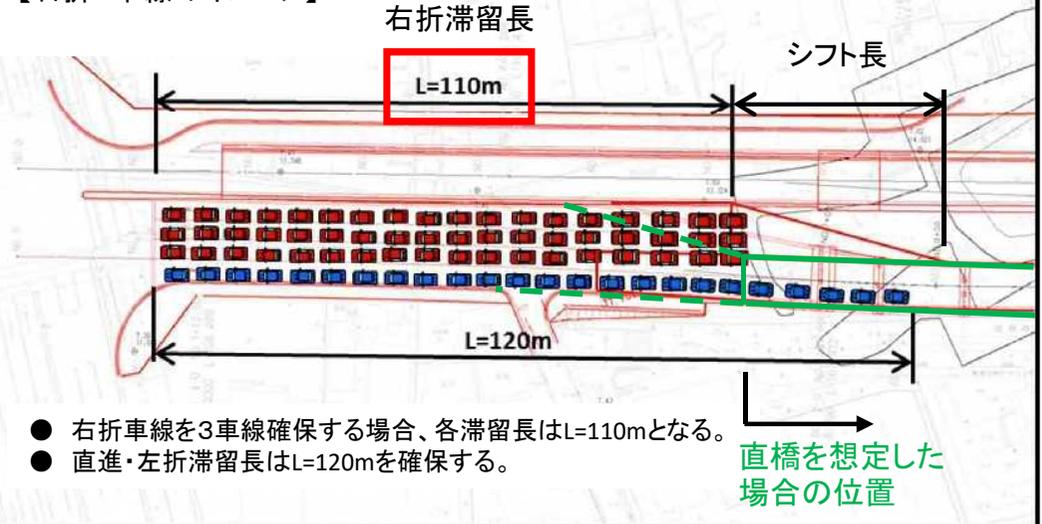
- ✓ 右折2車線の右折滞留長はL=160mを確保するため、橋梁上まで影響が生じる。
- ✓ 右折3車線の滞留長は、L=110mとなるが、シフト長を考慮するため、橋梁上まで影響が生じる。
- ✓ 各車線で滞留長を確保するためには、橋梁部内から拡幅する必要がある。

凡例 右折車両 直進・左折車両

【右折2車線のイメージ】



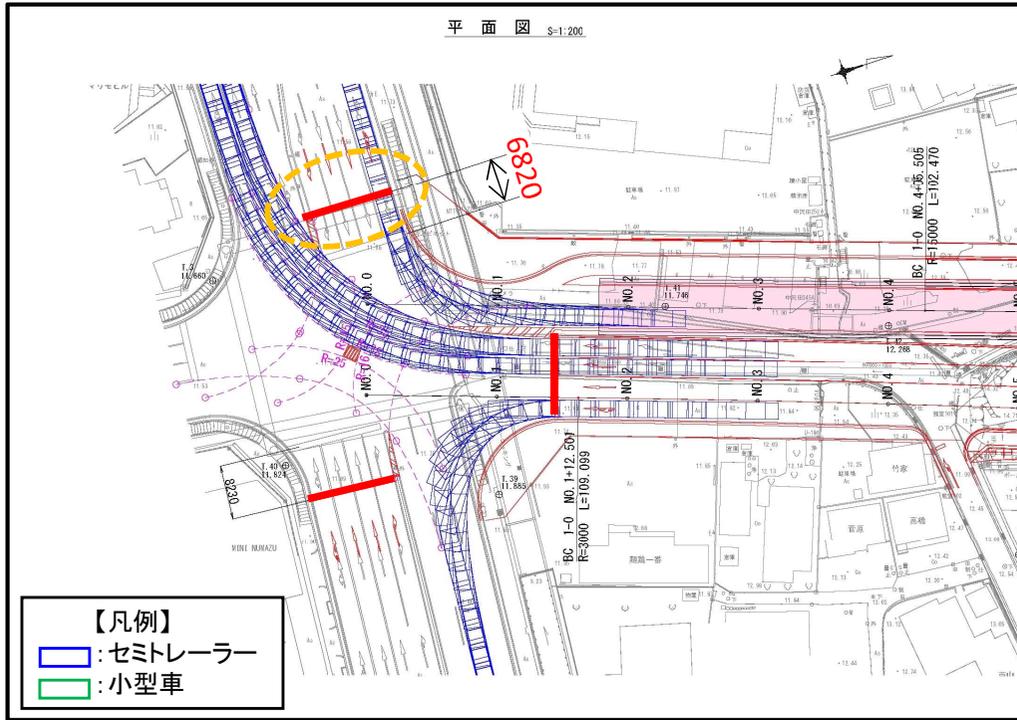
【右折3車線のイメージ】



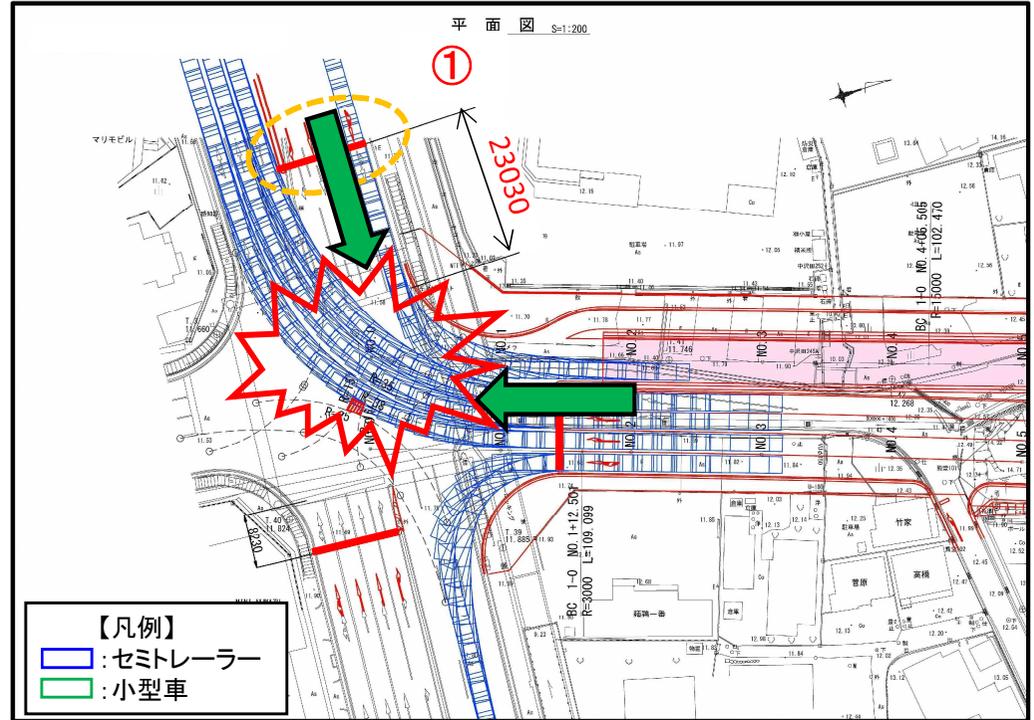
1. 国道1号への右折車線数について②

■右折車線数の影響について

●右折2車線(セミトレ2車)



●右折3車線(セミトレ3車)

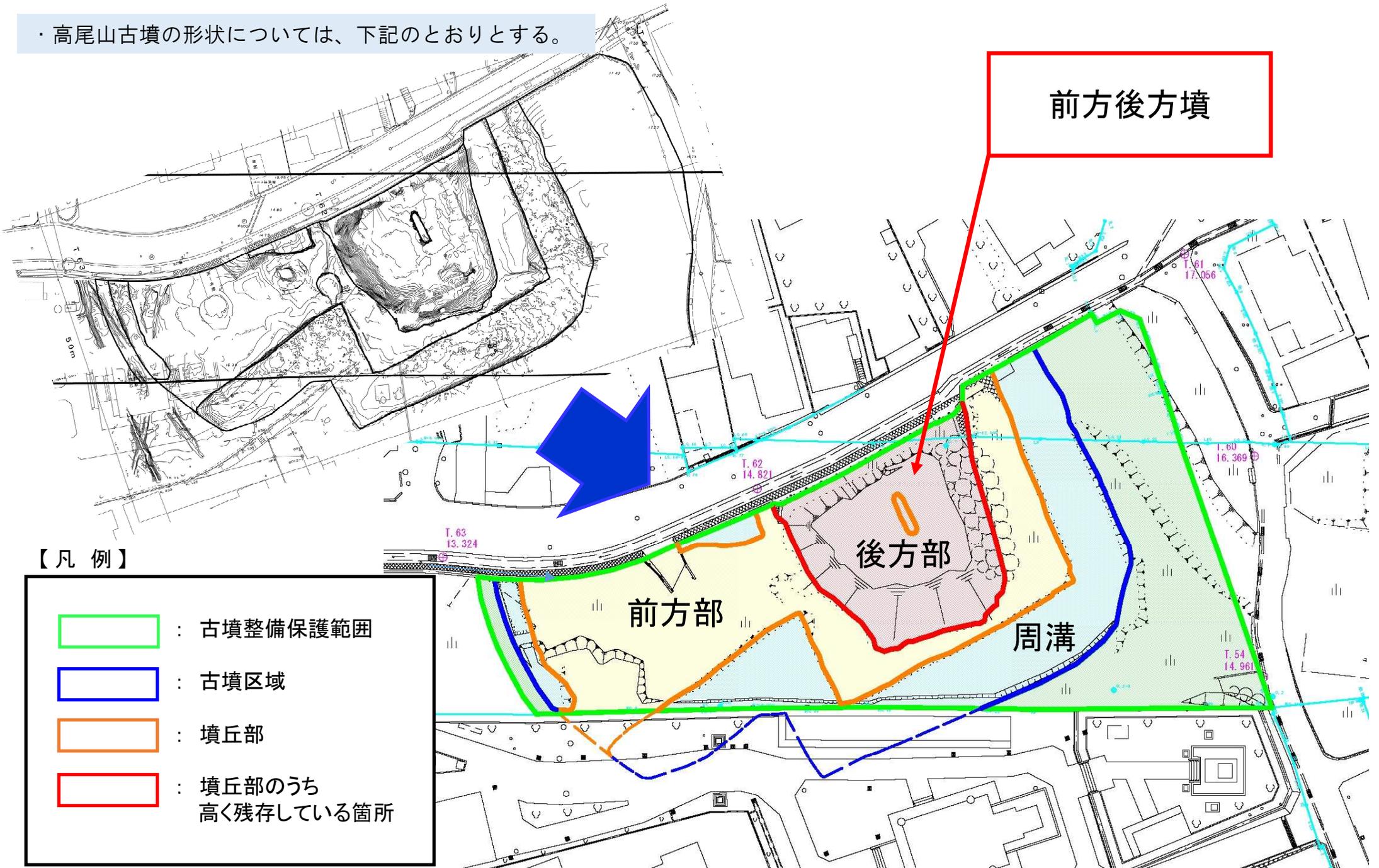


右折車線数の検討結果について

- ✓ 右折3車線の場合、右折車両の走行軌跡の影響から、東進(右図①)の停止線を下げる必要があり、交差点が大きくなる。
- ✓ 交差点が大きい場合、信号現示の切替えの時に車両が交差点内に残存し、通過時間を要した車両と接触事故の危険性が高くなる。(右図参照)
- ✓ 右折3車線の場合、橋梁手前から右折専用車線として扱い、誘導を行う可能性がある。(路面表示、車線変更禁止他)
- 各車線数の滞留長や交差点形状の検討を行った結果、右折2車線を基本とする。

2. 高尾山古墳の形状について

・高尾山古墳の形状については、下記のとおりとする。



【凡例】

-  : 古墳整備保護範囲
-  : 古墳区域
-  : 墳丘部
-  : 墳丘部のうち高く残存している箇所

3. 高尾山古墳からの眺望について

① 国道1号(南西)を望む



② 香貫山(南東)を望む



③ 南箱根山麓(北東)を望む



④ 箱根西麓(北東)を望む



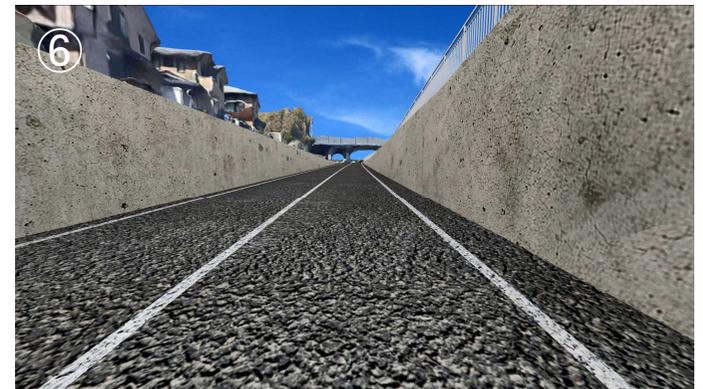
4. ドライバーからの視点について【東側】

【東側：橋梁】 東海道新幹線から国道1号へ進む



4. ドライバーからの視点について【西側】

【西側：トンネル】 国道1号から東海道新幹線へ進む



5. 基本計画書（案）の変更点について ①

6章、7章、8章について、下記の項目名、構成で資料の整理を行う。

6章 設計競技の内容

6章 設計競技の概要 P15～

- I 競技名称、主催者
- II 提案を求める内容
- III 対象範囲
 - ① 対象範囲設定の考え方
 - ② 対象範囲の現状
 - ③ 周辺の事業計画

7章 設計条件

7章 設計にあたって前提とする事項 P19～

- I 古墳の保存
- II 道路機能
- III 関連する計画、事業等
 - ① 景観計画
 - ② 自転車・歩行者ネットワーク
 - ③ 無電柱化推進計画
 - ④ 東熊堂穂見神社の祭典について
 - ⑤ 市有地の整備について

8章 要求事項

8章 提案にあたって重視すべき事項 P29～

- I 古墳の保存、利活用
- II 道路の利用
 - ① 自動車
 - ② 歩行者、自転車
 - ③ 東熊堂穂見神社の祭典
- III デザイン
 - ① 古墳と道路空間の調和、両立（ランドスケープ）
 - ② 道路構造物としてのデザイン（構造デザイン）
- IV 機能としての条件
 - ① 環境影響
 - ② 施工計画（古墳への影響、地元への配慮）
 - ③ 維持管理

5. 基本計画書（案）の変更点について ②

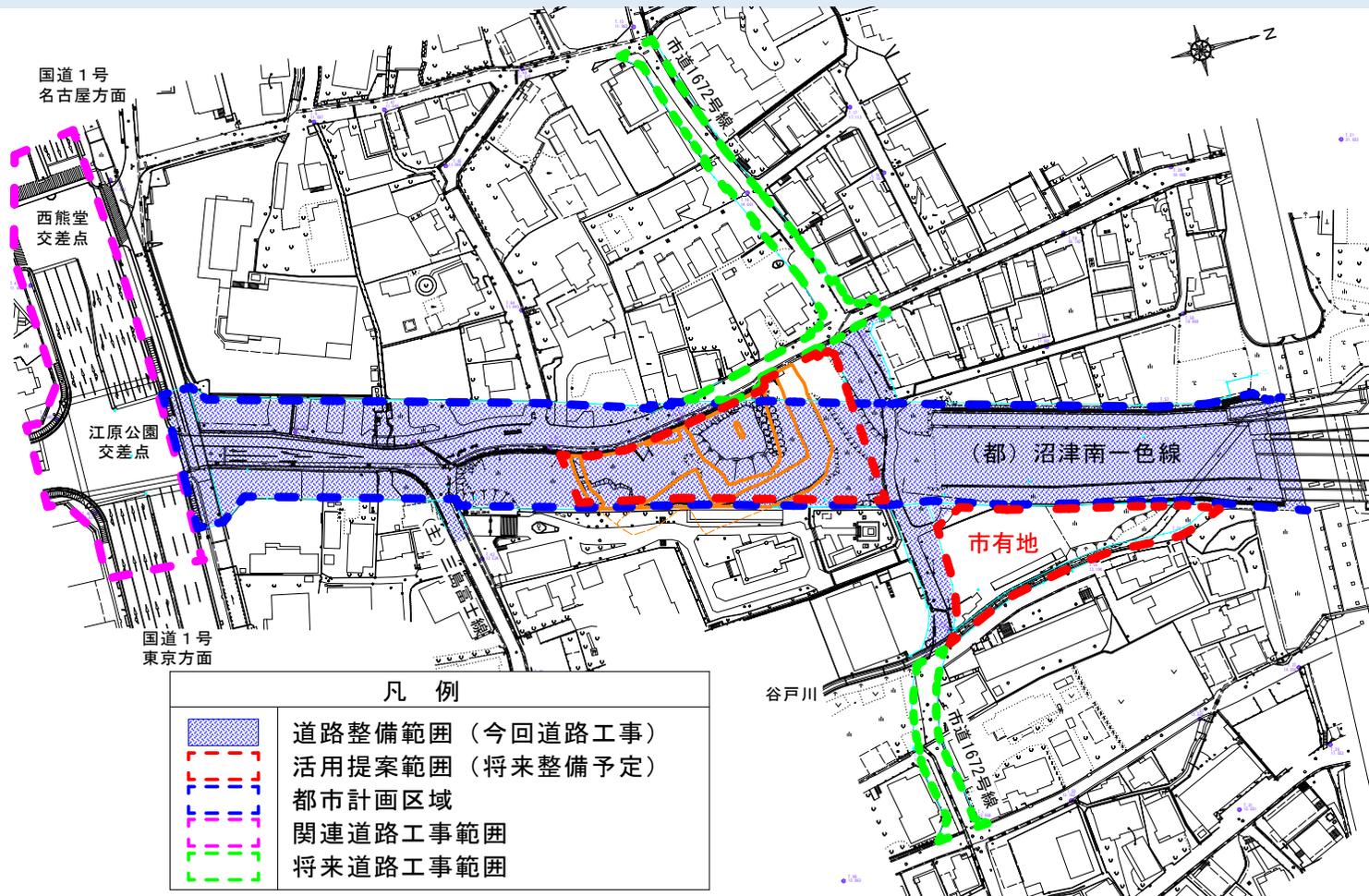
6章 設計競技の概要 P15～

Ⅱ 提案を求める内容

- ・ 求めたい提案内容を記載した。

Ⅲ 対象範囲

- ① 対象範囲を示す図を「道路整備範囲（今回道路工事）」、「活用提案範囲（将来整備予定）」、「都市計画区域」、「関連道路工事範囲」、「将来道路工事範囲」として示した。
- ③ 周辺の事業計画について、追記した。



5. 基本計画書（案）の変更点について ③

7章 設計にあたって前提とする事項 P19～

- ・ 募集要項ではなく基本計画書であるため、項目名を「設計条件」から「設計にあたって前提とする事項」に変更し、記載内容は設計の目的と設計を行う上で最低限必要な基本条件を記載することとした。
- ・ 冒頭に設計対象（道路整備）範囲において、（都）沼津南一色線の設計を行うための基本方針を記載した。
- ・ 前提事項として、「Ⅰ 古墳の保存」、「Ⅱ 道路機能」、「Ⅲ 関連する計画、事業等」に分類し、設計の考え方が整理できるように記載した。

Ⅰ 古墳保存 P20～

- ・ 古墳の保存、利活用に配慮して設計を進める際に必要となる、古墳保存の考え方を記載した。
- ・ 古墳の整備区域が資料によって整合が取れていなかったため、「古墳整備保護区域」、「古墳区域」、「墳丘部」、「墳丘部のうち高く残存している箇所」に分けて図に示した。
- ・ 復元については、具体的な数値を削除した。

Ⅱ 道路機能 P22～

② 橋梁、③ トンネル 共通

- ・ 橋梁、トンネルの設計にあたり、古墳の毀損について配慮を求めるための考え方を記載した。

② 橋梁

- ・ 橋梁形式の選定は自由とするが、やむを得なく古墳を毀損する場合、最小限に抑えるように配慮する。

③ トンネル

- ・ トンネル工法の選定は自由とするが、やむを得なく古墳を毀損する場合、最小限に抑えるように配慮する。
- ・ トンネルの西側には、沿道利用を図るために側道が必要であることを記載した。

④ 交差点部

- ・ 江原公園交差点部の車線数について記載されているが、市道1672号線交差点部の車線数の記載がなかったため追加した。

⑤ 環境影響

- ・ 具体的な設計条件が記載されていたが、設計者の考え方を限定しないように遮音壁が必要であることを示す内容の記載に変更した。

5. 基本計画書（案）の変更点について ④

Ⅲ 関連する計画、事業等 P25～

- ・（都）沼津南一色線の道路整備に関連する事業について記載した。
 - ① 景観計画
 - ② 自転車・歩行者ネットワーク
 - ③ 無電柱化推進計画
 - ④ 東熊堂穂見神社の祭典について
 - ・ 東熊堂穂見神社の祭典については、東熊堂神社運営委員会が歩道と車道を利用して祭典を行う予定であること、道路の交通規制には警察との協議、申請が必要となることを記載した。
 - ⑤ 市有地の整備について
 - ・ 古墳北東部の市有地は、駐車場や河川改修の整備のほか、地域住民の憩いの場としての機能を確保することを記載した。

8章 提案にあたって重視すべき事項 P31～

- ・ 項目名を「要求事項」から「提案にあたって重視すべき事項」に変更し、記載内容は提案を受ける際に重要視するものや、配慮するものなどを整理した。

I 古墳の保存、利活用

- ・ 夜間運用について
 - 運用については、昼夜問わず閉鎖しない前提で、利活用や安全対策の提案を求める。

その他

(1) 委員会資料の公開について

- ・ 基本計画書の公開に合わせて、基本計画検討委員会の資料を公表していく。
- ・ 時期については、未定ではあるが、来年度に実施する予定のデザインコンペ募集要項を公告する前までに公表していく。

(2) 道路改良工事費の内訳について（設計の考え方から削除）

- ・ 基本計画書には、道路整備範囲と活用提案範囲を明確に示すのみとする。
- ・ 道路改良工事費（概算工事費）の明記については、デザインコンペ募集要項に記載する。